

## 第1回永田浜ウミガメ保全協議会 議事概要

【日 時】2009年12月9日(水) 19:00～21:15

【場 所】永田公民館(屋久島町永田)

【概 要】(敬称略)

### 1. 開会(環境省)

本協議会は、昨年度検討会で策定した「永田浜ウミガメ観察ルール」についての状況把握及び必要に応じた見直し、また、永田浜におけるウミガメ保全に関する課題について協議する場として設置しようとするもの。

- ・本協議会を公開とすることの確認  
(南日本新聞取材受入れの同意)
- ・資料確認及び資料修正

### 2. 自己紹介

### 3. 議事

#### 1) 協議会規約の承認及び会長の選任

資料1説明(環境省)

NPO法人屋久島うみがめ館:

新しく加入する団体や都合により脱退する団体もあり得るので、入会や脱会についての規定も入れてはどうか。例えば将来、永田以外の集落も加えて議論が展開することもあり得るのではないか。

屋久島町:新規団体の加入を認めることはあるが、現時点で脱退を想定する必要はないのではないか。

環境省:大きく状況が変われば、規約自体を変更することも可能なので、現時点では入会規定のみ加えることとし、修正案については事務局で作成のうえ調整させていただく。発行日については、本日付でよいか。

一同:了。

環境省:会長の選出について、僭越ながら事務局より提案させていただきたい。永田集落の区長であり、永田ウミガメ連絡協議会の会長でもある松田氏にお願いしたいと思うがいかがか?

一同:了。

#### 2) 今年度ウミガメシーズンの状況報告

(1) ウミガメの上陸・産卵・ふ化等調査結果(NPO法人屋久島うみがめ館)

- ・アカウミガメ：上陸回数 約 6,000 回、産卵回数 約 3,000 回（産卵率 約 50%）
- ・アカウミガメの月別状況：6，7月がピークとして、8月いっぱいまで続く。
- ・ふ化調査結果：脱出巣数 60%程度。

過去と比較して、いなか浜は微増、前浜は減少。大きな変動はない。

- ・月別のふ化率と帰海率の推移：
  - ふ化率はいずれも 70～80%。帰海率 70%前後。
  - 保護ロープ区域内外の差では、いなか浜では内側が 5%程度高い。
  - 前浜はどちらも内側が低い。今年は砂質の影響がある。
  - ふ化率と帰海率の差が踏圧の影響と考えられ、影響が大きいところでは 30%近くの影響がある。
- ・昨年と比べ、全体で 10%程度ふ化率がよかった。ルールの実績がでたのではと思う。ただ、帰海率はあまり変わらなかった。
- ・調査に関する報告書は来年 2 月に完成予定。

#### ( 2 ) うみがめ観察会の実施結果（永田ウミガメ連絡協議会）

- ・期間全体で個人客が 5977 名、団体客が 1000 名、合計 7031 名。  
子ども及び地元住民が 359 名。

##### （反省会での意見）

- ・予約せずに直接来る方が多く、駐車場係や受付係は断るのが大変だった。また、説明しても納得してもらえなくて、非常に困った。
- ・観察会開始前に宿泊施設等に協力依頼に回ったが、あまり効果がなかった。
- ・レクチャーしている途中にも、どんどん予約外の人に来て、対応が大変だった。
- ・23 時以降にうみがめ館と協力して、駐車場と道路の境にロープを張るようにしたので、23 時以降に浜に入る人は減ったのではないかと思う。
- ・保護ロープ内は見せないことになったが、7月末に上陸数が減り、観察させるウミガメがいない日が何回かあった。
- ・ロープ内に入ったウミガメは見せられないことを納得してもらうのが大変だった。
- ・団体客を規制するという議論があるが、修学旅行生は教育の一環なので、今後も受け入れてはどうかと思っている。

#### ( 3 ) 屋久島うみがめ館夜間臨時開館の実施結果（NPO法人屋久島うみがめ館）

- ・入館者数：大人 1473 人，子ども 155 人、  
島内・会員・幼児・再入館者・出郷者 328 人 合計 1956 人
- ・浜への見学者 2357 人（入館者数との差である 400 名前後が直接浜を訪れたと推測）
- ・夜間臨時開館では、浜辺を歩く人の踏圧から子ガメを守るために行っている。  
まず、館内でルールやウミガメに関するレクチャーをし、調査で保護できた子ガメがいた場合は、浜のウミガメに一番影響が少ない場所で海に帰す姿を観察してもらっている。
- ・悪天候等で子ガメが保護できない場合はレクチャーのみ行っている。

(4) 環境省ウミガメふ化環境監視事業の結果(屋久島自然保護官事務所)

- ・今年度初めてふ化期の監視業務を実施。
- ・ルールを守らない人は想定よりは少数だった。
- ・9月に入り、利用者は激減した。
- ・うみがめ館の夜間臨時開館については、利用者によく知られていた。(監視員)

3) 永田浜ウミガメ観察ルール 2009 についての意見交換

(資料説明: 環境省)

NPO 法人屋久島うみがめ館: 法に基づく利用規制になれば、これまでの協力金ではなく、全ての人に支払ってもらえる手数料として徴収できる。そうすれば、ウミガメの調査や保全活動を担う人材を雇うことができるようになる。

環境省: 法規制の手数料は、利用規制に必要な事務経費に充てるものなので、それを調査等に携わる方に支払うことは難しい。

NPO 法人屋久島うみがめ館: 調査にも観察会にも携わる専門家が3名は必要だと思う。このままでは、皆、年をとって、今の活動を続けることはできない。そういった専門家を育てるために、手数料を充てられればいいと思う。

環境省: 観察会のレクチャー等を通して、利用規制に携わる人の人件費であれば、手数料に含めることも可能かもしれない。手数料の内容については今後もっと吟味が必要。

NPO 法人屋久島うみがめ館:

専門家の育成については、すぐに解決は無理でも、継続的に検討していきたい。

今年の状況としては、明け方に浜にくる人が多かった。見物者が来ると調査スタッフもなかなか調査を切り上げることができず、困った。観察ルールの適用時間を何時までにするかも検討が必要。また、ふ化期には23時以降の利用者もいるようで、掘り起こしの跡が幾つか見つかった。

一方、今年非常に良かったことは、産卵期の23時以降は、利用者がほとんど来なかったこと。これは今年の成果だと思う。

永田ウミガメ連絡協議会:

観察会は、平成7年から始まって去年で12年を迎えた。活動の起点は、ウミガメ観察のために誰もかれもが浜に入っていいのか?ということ。ウミガメの観察は、条例で規制されておらず、誰でもできる。ただ、永田には(ウミガメの卵の)漁業権制度なども使いながら、ウミガメを守ってきた歴史がある。この問題も村(永田区)で話し合っ、ウミガメを守るため、23時までは観察会を開いて(観察利用を)規制しようと取り組みを始めた。当初の目的は12年間で達成できたと思う。環境省にもメッセージを伝えられた。我々のやってきたことは、ルールにも反映されて、悪いものではなかったと理解していただいている。

この先は、一度環境省が引き取って、新しい方向性を見出すために観察会をいったん中止してもいいのではないか。ある程度の(所得や社会保険等の)保障がある中で人

をきちんと雇って、受入人数は30名にして、手数料を2000円にしてもいい。少人数で保全していけばいい。今は観察会も過渡期。永田区もだんだん限界集落になっていき、このままではやっていけなくなる。区長や他の委員がどう考えるかはわからないが、私はそれでもいいと思っている。

屋久島観光協会：観察会開催に必要なスタッフの人数は1日何名程度か？

永田ウミガメ連絡協議会：13名くらい。

屋久島観光協会：屋久島うみがめ館は？

NPO 法人屋久島うみがめ館：1日当たり何名というのは難しいが、理想的には6名いればよい。

屋久島観光協会：環境省のふ化監視事業では？

環境省：2名。

NPO 法人屋久島うみがめ館：2名で足りたのは、夜間臨時開館をしていたから。ただ、これまで利用者のうち協力してもらえない1割の人に苦慮していたが、今年は監視員がいたので大変助かった。将来的には連絡協議会がいつまでとか、うみがめ館がいつからというのではなく、長いスパンで一緒にやればよい。

また、一番大事なのは、レクチャーだと思う。できれば4月末から9月中旬まで、うみがめ館の展示も使ってきちんとレクチャーすれば、ウミガメを観察できなくても納得してもらえるようになるのではないか。そのための体制を作らなければならない。それと、今一番心配なのは、栗生浜のこと。永田浜でルールが開始されて、多くの人々が栗生に行くようになっている。

環境省：栗生については、国立公園外なので環境省としては介入しづらいところではあるが、町が監視員を配置しているので、そういった方々と話し合いの場を持つことで、来シーズンはもう少し改善できると思う。

屋久島町：監視員についてだが、人によって監視時間等がまちまちで、22時以前には帰るところがほとんど。今年は田代浜で、近くの民宿の方が卵を持ち帰り、孵化させて、宿泊客に見せていたことがあった。

また、今の監視員は移住者が多く、地元の方への注意が難しい場合もある。こういったことも含めて、今の監視員制度を見直していきたい。そして最低1回は、監視業務前に島内全体の監視員を集めた勉強会が必要だと感じている。

屋久島観光協会：卵を持って帰って孵化させたというのは、明らかに違法行為ではないか？

屋久島町：警察と一緒に自宅に行き、確認・注意した。その後すぐ放流したという証明写真も提出させた。今年でかなり懲りていると思うが、継続するようであれば、観光協会の会員でもあるので、処罰してもらおうとも考える。

屋久島観光協会：観光協会として処罰するのは勿論だが、条例（鹿児島県ウミガメ保護条例）違反なので警察が逮捕すべき問題。

環境省：田代浜で獲ったということが事実であれば、田代浜は国立公園内なので自然公園法にも引っかかる。環境省にも情報を提供してほしい。

屋久島観光協会：条例については、永田浜だけに適用されると知っている人が多い。住民に

対して、県や町からしっかり広報努力してほしい。観察会に「行けばなんとかなる」と地元の人に言われてくる人が多い。やはり住民にいか理解してもらうかが大事。必要な人数を始めに伺ったのは、ウミガメの保護と利用を両立するために必要な人数を知りたかったから。永田浜がどういう場所であるのか、町にも重みを持った対応してほしい。永田区で体制を維持できないからといって、ウミガメを見られないのはともかく、ウミガメを守れない状況になるのは困る。引き継ぐのは、環境省というよりは町だと思う。山岳部の問題でも駐車場整理を関係機関が手伝うように、ウミガメも現場をもっとみてほしい。環境省は現場に来ていてよく分かっていると思うが、行政と現場の距離が縮まらないと、取り組みも前進しない。

永田ウミガメ連絡協議会：30名2000円にしたら、今の90名分（1人700円）を3名できちんと見せられるということ。1日6万、月180万になる。これを3名の人件費に充てればいい。30名程度なら観察会も早く終わられる。100名以上になると、集合がばらばらになってしまい大変だが、30名なら少ないので時間通りに来るはず。

環境省：永田は古くからウミガメとの関わりがずっと当たり前のように続いてきた場所で、かつてはウミガメの卵を食べていて、入札をして、獲っていた。それが時代を経て、（卵は採取禁止になり）保護の流れになった。ただ、そこで守るから浜を立ち入り禁止にするというのではなく、集落で協力しながら、観察会という形でウミガメとのつながりをずっと保ってきた。そこは素晴らしいところだと思う。

皆さんの言うように、専門家をたてて、少ない人数で少ない人数しか入れさせない、保全に力を入れるという方法も大事な方法だと思う。ただ一方で、区の皆さまが協力しながらウミガメとのつながりを保ち続ける今の姿も素晴らしいと思う。どちらがいいか、今選ぶことはできないが、そういったつながりも大切していきたい。区の方のご意見はいかがでしょうか？

永田ウミガメ連絡協議会：我々は昔の姿に戻してほしいと思っている。規制や保護で、年寄りも浜に入れなくなった。昔は、卵は貴重なタンパク源で食べていた。あまり、がんじがらめになり過ぎるのも問題だと思う。

NPO 法人屋久島うみがめ館：もともと自分はウミガメが好きで活動を始めたわけではなく、浜が好きだったから始めた。条例が施行される前、町長に「卵を半分採って、それを売って、浜の清掃活動や保全活動の経費に充ててはどうか」と提案したことがある。今、いなか浜では3割程度しか子ガメが帰海していない。あとの7割は死んでいる。これはもったいないとも個人的には思う。それを利用して、活動費にしてはどうか。

屋久島町：地域の伝統文化との融合という点で、永田の地域ルールというものを考えたときに、食う食わないということを別にして、1日でも卵を採れる日を作るということも議論してみたい。

NPO 法人屋久島うみがめ館：オーストラリアでは、アボリジニ原住民はウミガメや卵を採っていいことになっている。ただし、原住民以外が採ると厳罰。また、コスタリカでは1週間だけ卵を地元の地域に配っている。日本の法律は横一線で、例外がないのが欠点。永田だけ特別に採れるようにはできないか。

鹿児島県自然保護課：条例の趣旨から言って、難しい。

永田ウミガメ連絡協議会：そういった点ではシャクナゲについても一緒。岳参りのときに山から手折って、山の神様からいただき、仏様に捧げる、そういった文化を横一線で消してしまうのは問題だと思う。

屋久島町：県の方は条例の趣旨からいって難しいとのご意見だが、この協議会なりで合意できれば、町への採取許可という形で、地元の人には例外的に許可を出すということもできないことはないのではないかと思う。

環境省：卵の採集については、将来的にウミガメの状況がよくなればあり得るかもしれないが、絶滅危惧種になっている現時点ではまず無理なので、話を戻したい。

今回、地域ルールとして強制力がない中の実施であったが、それに対する課題を出して欲しい。

NPO 法人屋久島うみがめ館：地域ルールが全体的に広まってなかったため、外国人に絡まれるトラブルもあった。普及啓発活動には力を入れてほしい。

また、この協議会には色々な方が参加していただいているが、財団というよい施設もある。今後は財団も活用できないだろうか。例えば、屋久島環境文化村センターで予約の受付、レクチャーをしては。

NPO 法人屋久島うみがめ館：ウミガメというものが地元住民にしっかり認識されていて、それをもとに観光客に対して厳しいルールを要求するのが、礼儀であり、筋だと思う。それは永田だけではなく島内の他の集落も含めて認識されていることが重要。エコツーリズムというのは地域としっかり議論した上で成立するもの。屋久島全体でウミガメについての理解が深まれば、「宿の人から行ってみればよいと言われたから来た」ということもなくなる。地域としてウミガメ保護に取り組んでいる姿勢が見えてくれば、観光客が無理に見せると来ることも減るのではないか。

屋久島町：今日皆さんの意見を聞いてきて、やはり法規制は必要ではないかと思う。

環境省：永田の方にももっとご意見をいただきたい。

法規制に踏み出すことは、地元を縛るという意味よりも、押さえきれないほど来ってしまう観光客の方に、もっと永田やウミガメの現状を理解していただく、協力していただくという意味の方が非常に大きいと思う。今年観察会に何度か来てみたが、連絡協議会の方々の強いおもてなしの心を感じた。そうした中で強引に参加しようとするお客さんに大変苦労している姿も見た。

永田ウミガメ連絡協議会：宿やホテルの人は、観光客に対して、「あなた方も見る権利があるだろうから、とりあえず行ってみて、頑張り」と案内する。地元は旅館とのつながりもあるので、「時間がかかるかもしれないけど、ウミガメが多く上がってきて、余裕があれば見られるかもしれないので、待っておけよ」と言うことになる。そうしないと、観光客は勝手に浜に入ってしまう。

屋久島は、土産業も農林水産業もダメで観光業しかない。屋久島に入ってくる観光客の人数が半分になれば、永田の問題も解決するだろうが、そういう訳にもいかない。「観光客にいかに満足して帰ってもらうか」を考えながら、(観察会の)仕事をしてい

る。

観察会の仕事は、10年前からずっと同じ時給。長年働いてくれている人については、時給を上げたらどうかとも思うが、これまでの活動残額はほとんど残っていないし、実現しない。また、観察会の収入は永田区にも一銭も入っていない。今は区の財政も悪く、70歳や80歳の方も区費を払っている。儲けが出れば、区にも入れたいと思うが、ウミガメ保護のための協力金なのでそれは無理だと言って、それもしていない。人情的に屋久島の人はやさしい。特に永田はそう。「永田の浜を見に来たい」という人に「帰って下さい」とは、永田の人間はなかなか言えない。

安い賃金でこれまでやってこれているのは、永田だから。みんなで協力してやってきた。有識者を講師に勉強会なども開いて、まだまだいいルールづくりをすれば、もっといい観察会ができる。皆で知恵を出せば、まだまだうまくやれる。

団体客の受入枠をなくそうという議論もでているが、団体客の枠をなくせば、旅行会社が個人客よりも先に押さえてしまう。

また、例えば、当日受付に11人のグループがやって来た場合、受入人数が決められているので、5人は入れるけど、後の6人は入れないというようなことは、現場ではできない。

環境省：現状のように全て連絡協議会の負担になってしまう構造は課題だと思っている。例えば、別の場所で予約受付をし、受付した人だけが永田浜に訪れるようなシステムができれば。法規制になっても、永田で全て断らなければならないということにはしない。

永田ウミガメ連絡協議会：そうはいつでも、宿やホテルが来させてしまう。

環境省：そういったことが問題になるのも、今は法的な強制力がなく、協力を求めるしかないから。

永田ウミガメ連絡協議会：予約する人は勝手に、何も言わずに当日来ないこともある。その日に山に登って雨に濡れれば、連絡なしに永田には来ない。予約どおりに80名来ることはない。(参加者が少なくなると観察会の人件費がまかなえない。)

NPO 法人屋久島うみがめ館：前金でもらえばいいのでは。

永田ウミガメ連絡協議会：予約は電話受付だから、無理だ。

屋久島観光協会：私の会社はチケット制。屋久島に入ってからでもいいので、先にチケットを購入していただいている。

NPO 法人屋久島うみがめ館：参加者は、事前にお金を払って、レクチャーを受けるシステムにすればいい。そのときに整理券を発行すれば、当日永田に来ない人からもお金はもらえる。財団ではできないか？

屋久島環境文化財団：現地に直接来たり、宿関係の問題が解決しないと難しいが、施設を使ってもらえるのはもちろんかまわない。問題の解決も平行して取り組むことができれば。

NPO 法人屋久島うみがめ館：外国では事前にお金を払って、レクチャーを受けるシステムがある。縄文杉等の山岳部も含めて財団がやるのがいいと思う。そうすると、財団がもっ

ともしっかり生きてくる。

屋久島環境文化財団：現在の地域ルールのままでは協力は難しい。あくまでも法規制が前提。

例えば、協力金を前金ではもらえるかということ、そうではない。

永田ウミガメ連絡協議会：協力金の他にどういう方法があるのか？

NPO 法人屋久島うみがめ館：法規制での手数料であれば、前金でもいいのでは？

環境省：国内で唯一法律に基づいた利用規制がされている大台ヶ原では、申込手数料を払った時点で予約完了としている。なので、キャンセルの場合でも払い戻しはしていない。

会長：せっかくの議論だが、時間がきたのでここまでとしたい。今回出た意見は事務局で取りまとめてもらい、今後の議論の叩き台となる資料にしたい。

環境省：今日の時点では法規制をするかしないかの結論には至らなかったが、皆さんから受けた課題は、法規制で解決できる部分が多いかと思う。ただ具体的にどういった方法があるのか、まだ分からない部分も多いと思う。そこを具体的に説明する資料を第2回会議で用意させていただきたい。

今後のスケジュールについては、法規制を検討する場合とそうでない場合の2つを用意したが、次回の会議でどちらに進むのか方向性が出せればと思っている。

#### 4) その他

- ・町商工観光課より、永田浜公衆トイレの建て替え事業について説明。  
来年度事業の第1候補として、県屋久島事務所が申請予定。別途永田区との意見交換の場を設定し、1月中に町からの要望を県へ提出する。
- ・町環境政策課より、名古屋ロータリークラブから仮設トイレの寄付を受けたので、来シーズン必要があれば、永田に貸し出し可能との案内。

(了)